

# 米粉製品のノングルテン (Non-Gluten) 認証要領

## 1 趣旨

近年、米粉用米の利用量が年間 2 万トン台前半で推移している中、米粉の利用拡大に向けて、増加傾向にあるグルテンフリー食品の需要を取り込むために、平成 29 年 3 月 29 日、米粉製品の普及のための表示に関するガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）が公表され、グルテンを含まない米粉製品（以下「ノングルテン米粉製品」といいます。）の普及に向けた表示の方法等について示されたところです。

日本米粉協会（東京都千代田区神田錦町 1-21。以下「協会」といいます。）は、ガイドラインの基準を満たしたノングルテン米粉製品であることの証明である「米粉製品のノングルテン (Non-Gluten) 認証」（以下「ノングルテン米粉製品認証」といいます。）を団体が実施する仕組みを構築することにより、ノングルテン (Non-Gluten) 米粉（以下「ノングルテン米粉」といいます。）及びノングルテン米粉を使用した米粉加工製品（以下「ノングルテン米粉加工製品」といいます。）を普及し、その利用を推進するため、米粉製品のノングルテン (Non-Gluten) 認証要領（以下「認証要領」といいます。）を策定します。

## 2 認証要領の位置付け

本認証要領は、米粉製品の製造業者によるノングルテン米粉製品の普及に向けた自主的な取組を促すためのものです。

## 3 対象事業者

本認証要領は、事業規模の大小に関わりなく全ての米粉製品の製造業者を対象とします。

## 4 認証の対象

### (1) ノングルテン米粉

ガイドラインの V のグルテンの検査方法によりグルテン含有量のサンプル検査を行った結果、当該グルテン含有量が  $1 \mu\text{g}/\text{g}$  (= 1 ppm) 以下の米粉

### (2) ノングルテン米粉加工製品

(1) のノングルテン米粉を主たる原料として使用した製品であって、当該米粉以外の米粉、グルテン及び食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）により表示が義務付けられている範囲の小麦を含まない加工製品

## 5 グルテンの定義

本認証要領にいうグルテンとは、国際連合食糧農業機関 (FAO) 及び世界保健機関 (WHO) による「CODEX STAN 118-1979」で定義する小麦、ライ麦、大麦、オーツ麦又はそれらの交配品種及びその派生品種に含まれる塩不溶性タンパク質並びにはと麦又はそれらの交配品種に含まれる塩不溶性タンパク質をいいます。

## 第1章 <ノングルテン(Non-Gluten)米粉製品認証機関登録編>

この章では、団体が、ノングルテン米粉製品認証を適切に行う団体（以下「認証機関」といいます。）として認定されるための手続等について規定しています。

### 6 認証機関の登録又は更新の申請について

#### (1) 登録

ア 本認証要領に基づく認証機関として登録するためには、

(ア) 別紙1の「I. 認証機関の審査基準」に掲げる「申請書・提出書類」

(イ) 審査手数料として一回の申請当たり35万円

を協会に提出して申請します。

イ アの(ア)の書類をもとに、協会が審査を行い、その結果が申請を行った団体に通知されます。

ウ なお、協会による審査は、別紙1の「I. 認証機関の審査基準」に基づき行われますので、提出書類の作成に当たって御留意ください。

エ 協会から認証機関として認定された団体には、協会が、「ノングルテン(Non-Gluten)米粉製品認証機関登録台帳」（以下「登録台帳」といいます。）に当該団体の名称及び機関の住所を登録した旨、併せて通知されます。

オ 認証機関としての有効期間は、協会が登録台帳へ登録した日から起算して5年間とします。

#### (2) 更新

ア 登録を更新しようとする場合には、有効期間中に、登録の更新を行う必要があります。

イ 更新に当たっては、登録の際の(1)のアの(ア)の書類を再度提出し、審査手数料として一回の申請当たり35万円を協会に納付して申請します。

### 7 登録事項の変更等について

#### (1) 登録事項の変更

認証機関は、登録台帳の記載事項又は登録の際の提出書類の記載事項に変更が生じた場合、協会に「ノングルテン(Non-Gluten)米粉製品認証機関登録事項変更届出書」（様式3号）を提出して届け出ることが必要です。

協会は、当該届出に基づき、登録台帳の記載事項の変更を行います。

#### (2) ノングルテン米粉製品認証を行う業務の休止又は廃止

認証機関は、ノングルテン米粉製品認証を行う業務を休止又は廃止する場合、協会に「ノングルテン(Non-Gluten)米粉製品認証機関業務休止（廃止）届出書」（様式4号）を提出して届け出ることが必要です。協会は、当該届出に基づき、登録台帳の記載事項を変更又は抹消します。

#### (3) 協会による指導及び助言

協会は、認証機関のノングルテン米粉製品認証に係る業務について指導及び助

言を行うので、認証機関は当該指導及び助言を踏まえて業務を行ってください。  
なお、認証機関は、協会の指導及び助言にかかわらず業務の改善が見込まれない等の理由で、協会によってノングルテン米粉製品認証の安定的かつ適切な実施が困難であると判断された場合は、認証機関の登録を取り消される場合があります。

## 第2章 <ノングルテン(Non-Gluten)米粉製品認証編>

この章では、米粉製品の製造業者がノングルテン米粉製品認証を受ける際の手続及びノングルテン米粉製品認証を取得したのちの手続等について規定します。

### 8 ノングルテン米粉製品認証の申請について

#### (1) 申請

ア ノングルテン米粉製品認証を受けるためには、米粉製品の製造業者は、別紙1の「Ⅱ. ノングルテン米粉製品認証の審査基準」（以下「認証審査基準」といいます。）の「申請書・提出書類等」及び認証機関ごとに設定し公表する「ノングルテン(Non-Gluten)米粉製品認証申請料金」（以下「米粉製品認証申請料金」といいます。）を認証機関に提出して申請します（以下、申請を行った者を「認証申請者」といいます。）。

イ 認証機関による、認証申請者が提出した提出書類等の審査及び工場審査が行われ、その結果が認証申請者に通知されます。

ウ なお、認証機関による審査は認証審査基準に基づき行われますので、提出書類等の作成に当たっては御留意ください。

エ 審査の結果、ノングルテン米粉製品認証を受けることが適当と認められた米粉製品の製造業者は、認証機関から「ノングルテン(Non-Gluten)米粉製品認証書」（様7号。以下「認証書」といいます。）及びノングルテン米粉製品認証ロゴマーク（以下「認証ロゴマーク」といいます。）が交付されます。

オ ノングルテン米粉製品認証を既に取得した米粉製品（以下「認証米粉製品」といいます。）の製造業者が認証米粉製品以外の米粉製品について新たにノングルテン米粉製品認証を受けるべく申請する場合には、認証審査基準の2、4及び5に掲げる書類の提出は不要です。

カ ノングルテン米粉製品認証の有効期間は、ノングルテン米粉製品認証書の交付の日から起算して2年間とします。

#### (2) 認証申請者がノングルテン米粉製品認証を受けることのできない認証機関の範囲

認証申請者は、以下に掲げる者を認証機関とする場合、認証機関による公平かつ適正な審査が困難となる可能性があることに鑑み、以下に掲げる者を認証機関として、ノングルテン米粉製品認証を受けることはできないこととします。

ア 認証申請者が製造又は販売する米粉製品の研究又は開発に携わった事業者（ただし、別紙1の審査基準の「Ⅰ. 認証機関の審査基準」の4の列の「申請書・提出書類」の欄「※」に掲げる試験機関又は登録検査機関は除きます。）

イ 認証申請者が製造する米粉製品を販売又は販売の用に供するために製造、加工若しくは陳列する事業者

ウ 認証申請者と同一のグループ企業に所属する事業者

### 9 ノングルテン米粉製品認証の取得後の対応

#### (1) 認証ロゴマークの使用

ノングルテン米粉製品認証を取得した者（以下「認証取得者」といいます。）は、認証米粉製品について、認証ロゴマークを使用することができます。

なお、認証ロゴマークの表示に当たっては、

ア ノングルテン米粉製品のほか、認証取得者のホームページ、プレスリリース、広告、対外的に発信する文書・電子メール及び認証取得者の所属する機関の名刺等に表示が可能であること

イ ガイドラインのVIの1に掲げられた注意喚起表示にも配慮することに御留意ください。

## (2) 認証取得後の検査への対応

認証取得者は、協会又は認証機関が行う、認証取得者がノングルテン米粉製品認証を取得した後に、安定的にノングルテン米粉製品を生産していることを確かめるための以下の検査に協力しなければなりません。

認証取得者は、ア又はイの検査の結果、認証機関から改善命令を受けた場合、認証機関に対し、速やかに、措置した内容を記載した書類及び改善措置後の米粉製品サンプル並びにグルテン定量検査依頼書（様式5号の2）又はノングルテン米粉加工製品検査依頼書（様式6号の2）及びグルテン定量検査又はノングルテン米粉加工製品検査に要する費用を提出するものとします。

ア又はイの検査への協力を理由なく拒否した、又は、検査及び改善措置後の判断の結果、ノングルテン米粉製品の安定生産が困難であると協会又は認証機関から判断された認証取得者は、その製造する米粉製品について、ノングルテン米粉製品認証を取り消されますので、御留意ください。

### ア 中間検査

認証取得者が認証書を受け取った日から起算して11ヶ月を経過した日から30日以内に、異なる2つの製品ロットより抽出したサンプルをグルテン定量検査依頼書を付して認証機関に提出して行われる検査

### イ 抜き打ち検査

流通しているノングルテン米粉製品のグルテン定量検査又はノングルテン米粉加工製品検査

なお、当該検査に要する費用は、協会又は認証機関が認証取得者から徴収することとします。

## (3) 検査記録の管理

認証取得者は、(2)の検査等の実施記録その他の必要な書類を、認証機関の求めに応じて提出できるよう適切に管理してください。

### 第3章 <ノングルテン(Non-Gluten)米粉製品認証審査編>

この章では、認証機関が行うノングルテン米粉製品認証の審査の方法等について規定します。

#### 10 ノングルテン米粉製品認証申請の審査について

##### (1) 審査

###### ア 提出書類等審査

認証機関は、別紙1の「Ⅱ. ノングルテン米粉製品認証の審査基準」に基づき、認証申請者からの提出書類等を審査します。

###### イ 工場審査

認証機関は、提出書類等でノングルテン米粉製品として認証することが適当であることを確認したのちに、認証審査基準の4、5の「審査基準」及び一般財団法人食品安全マネジメント協会（以下「マネジメント協会」といいます。）のJFS-E-B規格に準拠した別紙2の「工場審査項目」について、米粉製品の製造工場の審査を行うこととします。

ただし、認証申請者から、JFS-E-B規格レベル以上の食品安全管理認証の取得を証する書類並びにグルテン及びグルテンを含む穀物の意図しない混入の防止対策規定が提出されている場合には、工場審査は不要とします。

工場審査は、認証機関が自ら又はマネジメント協会の指定監査会社に委託して行ってください。また、工場審査に要する費用は、認証申請者の負担とし、工場審査の実施の際に、認証申請者から徴収することとします。

##### (2) 認証申請料金の設定

認証機関は、グルテン定量検査、ノングルテン米粉加工製品検査を自ら行うか否かといった認証機関の業務負担等に応じて、それぞれ適切な認証申請料金を設定することとします。

##### (3) 認証状況の報告

認証機関は、協会に対して、ノングルテン米粉製品認証を行うたびに、その内容を報告することとします。

##### (4) 情報の提供

認証機関は、認証機関の承諾を得ずに認証ロゴマークを付した米粉製品の流通を確認した場合には、協会への情報提供をすることとします。

#### 11 認証取得者に対する措置

##### (1) 認証取得後の検査

認証機関は、認証取得者に対して、以下の検査を行うこととします。

###### ア 中間検査

認証を受けた日から起算して11ヶ月を経過した日から30日以内に、認証取得者から提出された異なる2つの製品ロットより抽出したサンプルについて行

う ノングルテン米粉製品の検査

イ 抜き打ち検査

当該認証取得者の費用負担の下で行う、流通しているノングルテン米粉製品の検査

(2) 改善命令

ア 認証機関は、(1)の検査により、認証取得者がノングルテン米粉製品を安定的に生産することが困難である疑いがあると認めた場合には、認証取得者に対して改善命令をし、当該米粉製品へのノングルテン米粉製品認証を一時停止します。

イ 認証機関は、改善命令を受けた認証取得者が提出した書類を審査し、米粉製品サンプルについてノングルテン米粉製品検査を行います。

ウ 認証機関は、イを実施した結果、認証取得者がノングルテン米粉製品の安定的に生産することが困難であると判断した場合は、認証取得者の製造する米粉製品についてのノングルテン米粉製品認証を取り消します。

エ 認証機関は、製造する米粉製品についてノングルテン米粉製品認証を取り消された米粉製品の製造業者から、取り消された日から起算して1年以内に、再度ノングルテン米粉製品認証申請があった場合には、協会と協議した上で、当該申請の取扱いについて決定します。

(3) ノングルテン米粉製品認証の取消し

ア 認証機関は、ノングルテン米粉製品認証を取り消そうとする場合、認証取得者に対しその旨を通知し、意見の陳述又は説明による弁明の機会を与えることとします。

イ 認証機関は、認証取得者から通知の日から1ヶ月を経過しても意見の陳述の申請若しくは説明資料の提出がない場合又は認証取得者からの意見の陳述若しくは弁明の結果、認証取得者がノングルテン米粉製品認証を受ける者として適当でないと判断した場合、ノングルテン米粉製品認証を取り消します。

ウ 認証機関は、ノングルテン米粉製品認証の取消しを行った場合、ホームページ等で公表することとします。

(附則)

1 この要領は、平成29年12月20日から施行します。

2 この要領では、「ノングルテン米粉製品の安定的な供給能力の判断基準」について、当該安定的な供給能力を担保しつつノングルテン米粉製品の取組を促す観点から、「マネジメント協会のJFS-E-B規格以上の手法によってグルテン及びグルテンを含む穀物の混入防止管理がとられていること」としてはいますが、ノングルテン米粉製品の海外輸出に取り組もうとされる米粉製品製造業者にあつては、当該JFS-Eの「C」規格以上のいずれかの包括的な食品安全管理認証を取得していることが一般的な輸出要件とされていることに御留意ください。